

(第2号議案)

# 平成21年度運動方針、 組織・事業活動方針 (案)

## ■運動方針 (案)

### 1 司法制度改革のさらなる前進

- (1) 制約なき法律相談権の確立へ向けた司法書士法改正の実現
- (2) 司法書士自治に基づく懲戒制度の確立
- (3) 司法制度改革への継続的取組み
  - (a) 簡裁代理権の完全化に向けて
  - (b) 登録前研修の義務化による登録前研修修了者への簡裁代理権の付与
  - (c) 家事事件および民事執行事件の代理権の獲得に向けて
  - (d) 司法書士の専門性を活かした ADR の推進

### 2 利用しやすい登記制度の実現

- (1) 登記オンライン化に伴う改善について
  - (a) 添付情報を省略化すること
  - (b) 登記の真正担保のための本人確認情報の必須化と登記識別情報制度の廃止
  - (c) 司法書士の立会による登記手続と代金決済の同時履行の堅持——代金決済後の登記識別情報の詐欺的な失効申出の阻止、登記識別情報失効停止期間申出の制度化——
  - (d) 登記代理権不消滅の規定の実効性の確保
  - (e) オンライン申請によるインセンティブの拡大

(2) 「登録免許税制」から「登記手数料制」への抜本的見直しに向けて

(3) 国民の意思に反する登記所の統廃合の反対

(4) 住民票除票・消除された戸籍の附票の保存期間を延長し、市民からの謄本交付請求に応じること

### 3 除籍、改製原戸籍の保存期間およびその謄本等の交付期間を少子高齢化社会に耐えうる期間に伸長すること

- (1) 除籍、改製原戸籍の役割
- (2) 高齢化社会の到来

■（第2号議案）平成21年度運動方針、組織・事業活動方針（案）

---

- (3) 少子化の進行
- (4) 法定相続人の確定不能による人権侵害の発生

4 消費者問題への対応

- (1) 特定商取引法・割賦販売法等への対応
- (2) 消費者庁創設・消費者行政一元化への対応
- (3) 多重債務者問題・金利問題
- (4) 東京地方裁判所民事第20部問題への対応

5 中小企業の事業承継支援への取組み

6 公共嘱託登記司法書士協会への協力・支援

7 社団法人成年後見センター・リーガルサポートへの協力・支援——成年被後見人に選挙権を付与する運動——

■組織・事業活動方針（案）

- 1 顧問議員、友好議員との連携、交流と情報収集の強化
- 2 司法書士他団体との協力関係の強化
- 3 広報活動の強化
- 4 財政基盤の強化
- 5 支部活動・地区活動の強化
- 6 会員の活動への連携強化

## ■運動方針 (案)

### 1 司法制度改革のさらなる前進

#### (1) 制約なき法律相談権の確立へ向けた司法書士法改正の実現

簡裁の事物管轄に限定されない司法書士業務全般に関する法律相談権を確立するための司法書士法改正を早期に図ること

(平成21年1月20日「司法書士制度推進議員連盟総会決議」)

司法書士は、従来から登記業務や裁判所提出書類作成を通じて法律相談を受け、国民の権利の保護に努めてきた。

昭和52年、昭和54年には司法書士の法律判断権を認める裁判例が現れ、昭和52年に改定された旧司法書士報酬規定では登記相談料から相談料に科目変更された。

そして、平成14年の司法書士法改正によって、司法書士の法律相談権は、司法書士法3条1項5号相談および同7号相談として明文化されるに至った。

東京司法書士会においても、本会・墨田・三多摩の各総合相談センター、調停センター「すてっき」、市区町村の自治体窓口、法テラス窓口、法務局窓口、各支部における法律相談会などで、あまねくかつ日常的に多様な法律相談を受けている現状がある。

しかし、近年、司法書士の相談業務の範囲が従前より狭められる解釈運用がなされる傾向がある。

法テラスにおける情報提供業務について、司法書士への振り分けは、「140万円を超えない民事に関する紛争」のみが基準とされていて、140万円を超える本人訴訟のための司法書士への相談を排除している。また、地方自治体の行う無料相談において司法書士を相談担当者とする場合には、「140万円を超えない民事に関する紛争」に限る旨弁護士会から要請されている自治体もある。

司法書士の法律相談権について、このように簡易裁判所の事物管轄に限定することは、国民の司法アクセスの障害にこそなれ、司法制度改革の理念である国民の司法アクセスの充実とはほど遠い。

誤った法解釈や歪んだ制度によって迷惑や損害を蒙るのは国民である。

国民にとって不都合で不合理な事物管轄による法律相談権の制限は、直ちに撤廃されなければならない。

事物管轄による制限を受けない法律相談権の獲得こそが、国民と協働する真の法律専門家への道である。

当政治連盟は、「制約なき法律相談権の確立に向けた司法書士法の改正の実現」を昨年度に引き続き本年度の最重要課題として活動する。

## （2）司法書士自治に基づく懲戒制度の確立

司法書士自治を尊重し、公正妥当な懲戒処分が実施されるよう適正な手続保障（司法書士会の必要的関与、戒告への異議申立権、除斥期間の設置等）の確立に向けた改正を図ること

（平成21年1月20日「司法書士制度推進議員連盟総会決議」）

平成14年の司法書士法改正により司法書士は簡易裁判所の代理権を獲得し、平成16年の不動産登記法の改正により司法書士の業務権限は拡大された。また、平成19年以降、各司法書士会は自ら会則を改正し、本人確認義務と確認記録の保存についての自主規範を定めた。

そうした情勢下、近年会員に対する懲戒処分が増加した。現行の懲戒制度が法務局長の懲戒処分に関して司法書士会の意見が反映される仕組みになっていないため、「国民の権利の保護に寄与することを目的とする」司法書士法の理念と乖離した懲戒事例が散見される。法務局の独自判断による懲戒事例の増加傾向には強い危惧を抱く。さらに、裁判事務や成年後見業務などにおいて、その専門性をもたない法務局長の懲戒処分は、その公正性・妥当性において限界がある。

当政治連盟は、司法書士の自治を尊重し、公正妥当な懲戒処分が実施されるよう適正な手続保障確立に向けて運動を展開していく。

## （3）司法制度改革への継続的取組み

### （a）簡裁代理権の完全化に向けて

平成20年までに簡裁訴訟代理等関係業務の認定を受けた司法書士は、1万2000名を超えた。司法書士の簡裁訴訟の取扱事件数も平成15年には6049件のところ、平成19年には7万2322件と大きく飛躍した。

ところが、司法書士が取り扱うことのできる事件は訴訟物の価額が140万円を超えないものに限られ、140万円を超えて簡易裁判所を合意管轄とした場合には取り扱うことはできないとされる。

また、140万円を超えた訴訟事件が簡易裁判所に提起された場合でも、司法書士は応訴事件として取り扱うことはできない。調停事件など簡易裁判所で取り扱う事件であるにもかかわらず、価額によって代理権が制限されているのは、国民にとっては著しく利用しにくい制度である。

さらに、司法書士が簡裁代理人として勝訴した場合でも、相手方が控訴すれば控訴審における代理権は失われてしまう。

訴訟の相手方に弁護士が付いた場合、司法書士に照会制度がないことは不公平であり、依頼者の不利益につながる。

これらは、利用者である国民の利便性に適わぬ制度であるので、これまでの司法書士の実績を踏まえた改善が必要である。

司法書士の簡裁代理権をより国民に利用しやすいものとするため、我々は簡裁代理権の完全化に向けて次のとおり司法書士法を改正すべく運動を展開する。

- ① 簡裁を合意管轄とした場合の代理についての目的価額制限の撤廃
- ② 簡裁において応訴した事件の代理についての目的価額制限の撤廃
- ③ 簡裁における調停事件、起訴前の和解事件、支払督促事件の代理についての目的価額制限の撤廃
- ④ 受任事件の上訴審における関与権（補佐人等）の獲得
- ⑤ 司法書士照会制度の獲得

〔表〕 司法書士による簡裁訴訟代理等関係業務などの取扱件数

	裁判書類作成業務	簡裁訴訟代理業務	裁判外和解手続
平成15年	97,213件	6,049件	10,916件
平成16年	83,446件	16,834件	59,561件
平成17年	76,870件	26,858件	112,189件
平成18年	72,977件	44,609件	203,204件
平成20年	76,312件	72,322件	413,945件

\* 司法書士会会則基準第93条に基づく業務報告より

(b) 登録前研修の義務化による登録前研修修了者への簡裁代理権の付与

平成19年6月の弁理士法改正により、平成20年10月から新たに弁理士資格を取得するには、試験合格後に実務修習を修了しなければならなくなり、また平成20

年4月から既登録弁理士は継続研修として5年間で70時間以上の研修を受講することが義務づけられた。

一方、司法書士の新人研修会は司法書士試験合格者の8割を超える者が受講し、同時期に簡裁代理権付与のための100時間の特別研修・考査が行われている。

司法書士の簡裁代理権については、制度上不可欠の品質保証機能としてできるだけ多くの会員がこれを取得する必要がある。

当政治連盟は、今後の司法書士試験合格者については、新人研修を整備・充実し、登録前研修を義務化することにより登録前研修修了者に簡裁代理権を付与する制度とするよう運動をする。

(c) 家事事件および民事執行事件の代理権の獲得に向けて

平成14年の司法書士法改正時の附帯決議において、「司法書士に対する家事事件及び民事執行事件の代理権付与については、簡易裁判所における訴訟代理権等の行使による司法書士の実務上の実績等を踏まえて早急に検討すること」（衆議院）とされている。

(イ) 家事事件代理権

上記のとおり司法書士の簡裁訴訟代理等関係業務の実績は大きく伸びている。また、家庭裁判所において成年後見人に選任された司法書士の数も着実に伸びている。親族以外で成年後見人に選任された割合は、弁護士や社会福祉士を抜いて司法書士がトップである。

当政治連盟は、附帯決議を実現するため、継続して家事事件の代理権を求めていくが、当面の措置として、家事事件の甲類審判事件については代理人として、乙類審判事件については補佐人としての司法書士の活用を求める。

(ロ) 民事執行事件代理権

民事執行事件の司法書士の代理権は、自らが代理した少額訴訟（訴額60万円以下）に係る金銭債権に対する執行においてでしか認められない。

国民が民事訴訟等を選択する理由は自らの権利の実現のためであり、判決等に記載された内容の実現を求めているものであることはいうまでもない。

したがって、代理人としての訴訟関与や事物管轄にかかわらず、すべての強制執行事件につき代理権が行使できるよう関係法令を改正すべきである。

(d) 司法書士の専門性を活かしたADRの推進

司法制度改革審議会の意見書は、「隣接法律専門職種の活用等」において、ADRに関し次のように述べている。

ADRを含む訴訟手続外の法律事務に関して、隣接法律専門職種などの有する専門性の活用を図るべきである。具体的な関与の在り方については、弁護士法第72条の見直しの一環として、職種ごとに実態を踏まえて個別的に検討し、法制上明確に位置付けるべきである。

司法書士の専門性といえば、不動産登記・商業登記並びに相続・親族などの家事関係の相談および会社法務の相談である。さらにいえば、個人間の金銭トラブルや多重債務問題・消費者問題そして成年後見業務も司法書士の専門とするところである。

東京司法書士会は、平成20年12月、全国22番目のADR機関として法務大臣から認証を受けた。東京司法書士会の場合、個別の弁護士と契約をし、必要と思われるときに弁護士に助言を求める仕組みの民事紛争全般に関するADR機関として立ち上げることができた。

しかし、これまで、家事事件や140万円を超える民事紛争には弁護士を常に同席させる共同実施型でなければ弁護士会の協力が得られず、ADR機関として認証を受けることができないという実態があった。

東京司法書士会のケースを今後の司法書士のADRの進む方向として位置付け、司法書士によるADRが国民の新たな紛争解決の選択肢となりうるよう、十全な機能を発揮できる組織づくりなどの活動を推進する。

## 2 利用しやすい登記制度の実現

### (1) 登記オンライン化に伴う改善について

司法書士の登記原因に関する調査確認権限を明定し、司法書士に、登記原因証明情報の作成・認証権限、その他添付情報の認証権限等を付与し、もって、登記の真実性の確保とオンライン登記申請の普及を図ること

(平成21年1月20日「司法書士制度推進議員連盟総会決議」)

不動産登記オンライン申請に関し平成20年1月15日、法務省はいわゆる「別送方式」を認め、平成19年度のオンライン申請件数が1122件(全体の0.02%)から平成20年度中100万件(全体の10%超)と飛躍的増加を記録した。

しかし、法務省が掲げた50%利用率の目標には程遠い数字でもある。原因につ

いて、①住基ネットによる公的個人認証や法人の電子認証の取得が進んでいない、②官公署の証明書の電子化が進んでいない等があげられる。

すなわち、添付書面のほとんどが電子化されていない現状であり、政府の「電子政府戦略」が遅々として進まないことと事情は同じである（注）。

よって、現在の登記識別情報制度と別送方式の組み合わせでは限界があり、独自のシステムを構築しなければ、現状の紙申請を超えることはできない。

（注） 電子政府タイムテーブル＝オンライン利用促進対象手続について、オンライン利用率50%以上を達成（2010年度まで）＝IT新改革戦略（2006年1月19日）。

**(a) 添付情報を省略化すること**

申請人が作成した登記原因証明情報を不動産取引現場で完全なものとして受領することは稀であり、専門家の補完あるいは作成に拠っている現状を踏まえ、以下の方法により添付情報類の省略化を図るべきである。

- ① 登記原因証明情報の作成権限並びに申請人が作成した情報についてはこれを認証する権限を資格者代理人に与え、資格者代理人が電子署名をなすことにより申請人の署名を不要とする。
- ② 官公署発行の書類(添付情報)について、その事実関係を確認する権限を資格者代理人に与えることでその添付を不要とする。

**(b) 登記の真正担保のための本人確認情報の必須化と登記識別情報制度の廃止**

登記済証の廃止、登記識別情報の導入は、登記済証が原本性・唯一性を有していたことに比べ、登記識別情報が観念的という性質上、謄写や情報漏れの防止が困難であり、登記申請の真正担保機能が相当劣ることは当初より指摘されていたことである。この機能低下を補うために、専門家による人的補完が不可欠である。特に所有権に関する登記申請については、登記識別情報の提供の有無にかかわらず、専門家による本人確認情報の提供を必須化し、登記の真正担保、国民の権利の保護を十分に図るべきである。

また、登記識別情報の物件ごと・所有者ごとの複数枚の発行により、利用者にとっては登記識別情報の保管・管理・使用等の面において、登記済証制度のときよりも過重な負担が強いられている。また、不動産取引の現場においても、同時履行の実施が困難となり、国民や金融機関、不動産業界等は登記識別情報に対する不信感や不満を持っているのが実状である。

したがって、今以上の大幅なオンライン申請の促進と登記の真実性確保を図るためには、登記識別情報制度の廃止を含めた抜本的な見直しが必要と考える。